

高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童養護施設等体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を設置する者（以下「補助事業者」という。）が、児童指導員及び養育者等直接処遇職員の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げること並びに施設職員が抱える悩み等を相談できる環境を整備することにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ることを目的として実施する次条に規定する補助事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助者等の雇上げによる直接処遇職員の業務負担軽減事業

次のア又はイに該当する事業

ア 児童指導員、母子支援員又は指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る事業（以下「児童指導員等となる人材の確保事業」という。）

イ 児童養護施設等における夜勤業務の負担軽減を図るとともに、子ども間の暴力・性暴力、障害等を抱えた子ども、外国籍の子ども等ケアニーズの高い子どもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、直接処遇職員の業務の負担軽減を図る事業（以下「夜間業務等の業務負担軽減事業」という。）

(2) 児童養護施設等において、児童相談所OB、児童養護施設等のOB等を雇い上げる等の方法により、児童養護施設等に従事する職員が抱える悩み・ストレス等を傾聴し、入所児童の養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施することにより、職員の離職防止を図る事業（以下「児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施事業」という。）

(補助対象施設)

第4条 本事業の対象施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条の(1)のア

補助者の雇上げ、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業（自立援助

ホーム)

(2) 第3条の(1)のイ及び(2)

補助者の雇上げや児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

(補助率及び補助対象経費)

第5条 前条に規定する補助事業の補助対象経費については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び関係書類の様式は別記第1号様式によるものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助事業者は、補助金額の増額又は20パーセントを超える減額変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による補助事業中止(廃止)申請書を知事に提出しなければならない。

(調査及び指示)

第10条 知事は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助事業の実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができる。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
①児童指導員等となる人材の確保事業	1人当たり：4,155,000円 (年度途中で職員を配置した場合は、上記「1施設当たり補助基準額」を12で除した金額(1,000円未満切捨て)に配置月数を乗じた額を補助基準額とする。ただし、月途中で職員を配置した場合は、配置した日の属する月の翌月に配置したものとして取り扱う。)	対象施設において、補助職員(※1)の配置に要する経費 補助職員に係る人件費 (報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費等)	2分の1
②夜間業務等の業務負担軽減事業	1施設当たり：4,155,000円	対象施設において、夜間業務等に従事する職員(※2)の配置に要する経費 夜間業務等に従事する職員に係る人件費 (報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費等)	2分の1
③児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施事業	1施設当たり：547,000円	対象施設において、スーパーバイズを行う児童相談所OB等(※3)の配置に要する経費 対象施設に対してスーパーバイズを行う児童相談所OB等に係る人件費 (報酬、給料、職員手当等、報償費及び共済費等)	2分の1

※1 補助職員は次に掲げる(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たす者とする。こと。

なお、同一の補助職員に対する補助対象期間は最大2年とする。

(ア) 児童福祉施設の設備運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員の資格要件を満たしていない者であること。

(イ) 児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者であって、資格要件を満たし

た後も引き続き勤務施設又は他の児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）で勤務を続ける意欲を持った者であること。

※2 夜間業務等に従事する職員は次に掲げる要件を満たす者とする。

当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であって、ファミリーホームが雇い上げる補助者は児童福祉法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者であること。

※3 対象施設において、スーパーバイズを行う児童相談所OB等は次に掲げる要件を満たす者とする。

児童養護施設等に入所した児童等の養育、入所児童等の保護者との関わり方等について精通した者であって、児童養護施設等に従事する職員の悩み及びストレス等を傾聴し、適切な助言等が行える者であると都道府県等が認めた者であること。

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。